

**【事業者指定関係】**

問 1 総合事業実施について記載した定款・運営規程については、届出を町に提出する必要があるか。

(答) みなし指定の事業所については、定款・運営規程の提出は必要ありません。

**【報酬関係】**

問 2 要支援 2 の方に一ヶ月 9 回のサービスを提供、月額報酬額を上回る為、月額 3377 単位となるとあるが、お客様と施設側で個別に自費の契約を結ぶ等は認められるか。

(答) 適切なケアマネジメントにより必要であれば、利用回数にこだわらず利用できますので、自費の契約行為を認めるかどうかについては、保険者として回答はできません。

**【利用者契約関係】**

問 3 要支援者のサービス利用者に対しては、平成 29 年 4 月 1 日に一斉に契約書及び重要事項説明書を取り直すのか。

(答) 要支援者は要支援認定の更新の際に総合事業へ移行しますので、各利用者の要支援認定更新の際に契約書を取り直してください。

**【基本チェックリスト関係】**

問 4 基本チェックリストは利用者本人だけの確認となるのか。家族にも確認するのか。また、サービス事業所にチェックしてもらうことが必要ではないか。

(答) 現在の要支援認定調査と同じく、基本的には利用者ご本人とご家族に確認します。ただし、必要に応じては、サービス事業所に確認をとる場合もあります。

**【多様なサービス関係】**

問 5 平成 29 年度は、訪問・通所型サービスともに現行相当のみの移行であるが、今後、多様なサービスを実施する予定はあるか。

(答) 多様なサービスについては、第 7 期介護保険計画策定の中で検討します。